

# 鳥取縣公報

## 規 則

◇鳥取縣規則第四十八号

農業協同組合法施行規則を次のように定める。

昭和二十四年六月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

農業協同組合法施行規則

(用語)

第一條 この規則において、法とは農業協同組合法を、

組合とは農業協同組合及び農業協同組合連合会をいう。

(書類の提出)

第二條 法令又はこの規則に基いて組合が提出する書類

は、地方事務所管轄区域又は市の区域を超える区域を

地区とする組合にあつては直接知事に、その他の組合

にあつては当該組合の地区を管轄する地方事務所長を

本書ノ大ニハ一國定規格A5ヲ

昭和二十四年六月十四日 火曜日  
第二千十九号

經由して、これを提出しなければならない。

2 前項の規定により知事に提出する書類は、地方事務所長を經由する組合は二通とし、直接知事提出する組合は、一通とする。

3 知事は提出書類の書式例を定めることができるものとする。

(設立の認可申請)

第三條 発起人は、法第五十九條の規定により組合設立の認可を申請しようとするときは、定款及び事業計画書の外、左に掲げる書類を添えて申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 設立経過報告書
- 二 設立準備会議事録謄本
- 三 創立総会議事録謄本
- 四 役員選挙録謄本

00600

五 役員 の 住所、氏名並びにその資格及び略歴

(役員選任辞任の報告)

第四條 組合は、役員を選挙したときは、遅滞なく、選挙録謄本を添えて、その住所、役名、氏名、資格、略歴及び就任年月日を、知事に報告しなければならない。

2 組合は、理事の互選により、組合長、副組合長、専務理事若しくは常務理事を、又は監事の互選により、常任監事を定めたときは、その互選の日から二週間以内に、その職名及び氏名を知事に報告しなければならない。

3 組合は役員が任期中辞任を申し出たときは遅滞なく役名、氏名、及び辞任の理由を知事に報告しなければならない。

(参事及び会計主任及び解任の報告)

第五條 組合は、参事及び会計主任を選任及び解任したときは、遅滞なく、理事会の議事録抄本を添えて、その住所、氏名、及び選任された者についてはその略歴を知事に報告しなければならない。

(定款変更の認可申請)

第六條 組合は、法第四十四條第二項の規定により定款変更の認可を申請しようとするときは、左に掲げる書類を添えて申請書を、知事に提出しなければならない。

- 一 定款変更理由書
- 二 新旧條文を対照した書面
- 三 総会議事録抄本

2 出資一口の金額を減少する場合は、前項各号の書類の外、左に掲げる書類を添附しなければならない。

- 一 財産目録及び貸借対照表
- 二 法第四十九條第二項の手續を了したことを証する書面

(試算表の提出)

第七條 組合は、毎月末日現在の試算表を複製し、農業協同組合連合会は毎月、農業協同組合は六月、九月、十二月及び三月の四回、それぞれ翌月十日までに、知事に提出しなければならない。

(総会開催の報告)

00601

第八條 組合は総会招集の通知をしたときは、遅滞なく、その開催の日時、場所、及び会議の目的たる事項を記載した書面を、知事に提出しなければならない。

(総会終了の報告)

第九條 組合は、総会を終了したときは、遅滞なく、総会議事録謄本を添えて、その旨を知事に報告しなければならない。

(規約及び決算諸表の報告)

第十條 組合は、左に掲げる事項について、総会の議決をしたときは、その議決の日から二週間以内に、総会議事録抄本を添えて、これを知事に報告しなければならない。

- 一 規約の設定、変更及び廃止
- 二 事業報告書、財産目録、貸借対照表及び剰余金処分案又は損失金処理案

(団体協約締結の報告)

第十一條 組合は、法第十條第一項第十一号の団体協約を締結したときは、遅滞なく、その内容を記載した書

面を、知事に提出しなければならない。

(組合員請求の報告)

第十二條 組合は、左に掲げる請求を受けたときは遅滞なく、請求書の寫と、その請求に対する措置を記載した書面を添えて、知事に報告しなければならない。

- 一 法第三十五條の総会招集請求
- 二 法第四十條の役員改選請求
- 三 法第四十三條の参事又は会計主任請求

(監査報告)

第十三條 監事は、法第四十一條の規定により組合の財産又は理事の業務執行の状況を監査したときは、その監査の日から二週間以内に、その顛末を知事に報告しなければならない。

(組合員の請求)

第十四條 組合員は、法第九十四條第一項の規定による検査の請求、又は法第九十六條の規定による総会の議決選挙若しくは当選の取消の請求をしようとするときは、左に掲げる書類を添えて、請求書を知事に提出し

なければならない。

- 一 理由書
- 二 請求日現在における正組合員及び準組合員の総数及び同意者数を記載した書面
- 三 同意者名簿

(解散の認可申請)

第十五條 組合は、法案第六十四條第二項の規定により解散の認可を申請しようとするときは、左に掲げる書類を添えて申請書を、知事に提出しなければならない。

- 一 解散理由書
- 二 総会議事録抄本
- 三 最近の財産目録及び貸借対照表

(吸収合併の認可申請)

第十六條 組合は、法案第六十五條第二項の規定により、合併の認可を申請しようとするときは、左に掲げる書類を添えて申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 合併理由書
- 二 各組合の総会議事録抄本

- 三 合併契約書の謄本
- 四 各組合の財産目録及び貸借対照表
- 五 法案第四十九條第二項の手續を了したことを証する書面、但し、非出資組合の場合は添付を要しない。

2 合併によつて存続する組合は、定款変更の必要がある場合は、第六條の規定による認可申請をしなければならない。

(新設合併の認可申請)

第十七條 設立委員は、法案第六十一條第一項の規定により合併に因る組合の設立をしようとするときは、左に掲げる書類を添えて申請書を、知事に提出しなければならない。

- 一 前條第一項各号に掲げる書類
- 二 合併に因り設立する組合の定款
- 三 設立委員の住所、氏名、略歴、及び正組合員であることを証する書面
- 四 設立委員会議事録及び役員選任録の謄本
- 五 役員の仕事、氏名、略歴及びその資格を証する書

面

(清算終了の報告)

第十八條 組合は、清算が終了したときは、左に掲げる書類を添えて、これを知事に報告しなければならない。

- 一 精算報告書
- 二 総会議事録謄本
- 三 法案第七十三條の手續を了したことを証する書面
- 四 登記簿抄本

(登記完了の報告)

第十九條 組合は、法の規定による登記をしたときは、その登記完了の日から二週間以内に、登記簿抄本を添えて、これを知事に報告しなければならない。

附則

(施行期日)

この規則は公布の日からこれを施行する。

三十三

鳥取縣規則第四十九号

昭和十七年鳥取縣令第五十六号岩美及西伯地方事務所長

鳥取縣規則第五十号

昭和二十三年十月鳥取縣規則第七十号縣外移出家畜の証明書手数料徴收規則の一部を次のように改め昭和二十四年六月十五日からこれを施行する。

昭和二十四年六月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

「証明書手数料」を「証明書交付手数料」に改める。

第一條手数料中「健康証明書料」を「健康証明書交付手数料」に成牛馬「五〇円」を「二〇〇円」に「横、駒

00604

豚一五円」を「横、駒一〇〇円、成豚一五〇円仔豚一〇〇円」に  
 「屠殺用家畜証明書料」を「屠殺用家畜証明書交付手数料」に成牛馬「五〇円」を「二〇〇円」に「横、駒、豚二五円」を「横、駒五〇円成豚一五〇円、仔豚一〇〇円」に  
 証明書の書換又は再交付料「一〇円」を「五〇円」に改める。  
 第二條の次に次の一條を加える  
 第三條 知事は公益上必要であると認めるとき又は特別の事由あると認めるときは証明書の交付手数料の全部又は一部減免することができる。

告示

◆鳥取縣告示第二百九十三号  
 鳥取縣會計規則第二條の規定による次の牌を昭和二十四年三月三十一日限り廃止した。  
 昭和二十四年六月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
 鳥取縣立兒童保護所

◆鳥取縣告示第二百九十四号  
 昭和二十二年法律第二百三十三号食品衛生法第二十一條の規定によつて營業を許可した者に対しては次の様式による許可証を交付する。  
 昭和二十四年六月十四日  
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

35.5cm

飲食店營業	號	氏名	年 月 日
營業所	氏名	年 月 日	年 月 日
許可條件	昭和二十二年法律第二十四	三十三号食品衛生法第二	十一條の規定により許可
する	鳥取縣知事西尾愛治	年 月 日	

25cm

00605

生菓子製造業、氷菓子製造業、牛乳処理業又は特別牛乳搾取処理業、乳製品製造業、牛乳加工品及び類似品製造業、食肉販売業、ハム、ソーセージ、ベーコンの類又は魚肉練製品製造業、清涼飲料水又は保存飲料水製造業、氷雪の採取製造又は卸売業、かん詰、びん詰食品製造業

27cm

飲食店營業	號	氏名	年 月 日
營業場所	氏名	年 月 日	年 月 日
許可條件	食品衛生法第二十一條	の規定により右營業を	許可する
鳥取縣知事西尾愛治	年 月 日		

19cm

◆鳥取縣告示第二百九十五号  
 價格等取締規則第二條の規定により「調味付塩詰」の販売價格の届出があつたので條件を附しこれを受理した。  
 昭和二十四年六月十四日  
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、届出人住所、名称 鳥取縣西伯郡境町弥生町四二  
 鳥取合同缶詰有限公司  
 二、届出品名、数量及び價格  
 (一) 品名及び数量、調味付塩詰 二〇〇函  
 (二) 最終販売價格、單位一塩(正味二七〇瓦入) 九八円〇〇  
 三、本價格は買主庭先渡の價格とする。  
 受理に附帶する條件  
 (一) 本表の統制額は食料品配給公團検査局の検査を受け検査証を貼付したもの、の類とし検査を受けないもの又は査定証紙を貼付しないものは本表統制額の五割下げとする。  
 (二) 價格調整上必要のあるとき又は不都合の所爲のあつたときは取消又は制限を附することがある。

◆鳥取縣告示第二百九十六号  
 国民健康保險を行う次の村に対し国民健康保險法第八條の十二の規定に基き條例の制定を認可した。

昭和二十四年六月十四日

- 鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
 一、国民健康保険を行う村 一、條例制定の認可年月日  
 東伯郡灘手村 昭和二十四年六月六日

◇鳥取縣告示第二百九十七号

昭和二十二年閉令國務省令第一号第八條第一項の規定により日野郡二部村長の候補者につき覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十四年六月十四日

- 鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
 一、昭和二十四年六月十四日より  
 同 十七日まで

◇鳥取縣告示第二百九十八号

次の者に対し兒童福祉法施行令第十三條第一項第一号の規定により保母たる資格を有する者であることの証明書

を交付した。

- 昭和二十四年六月十四日  
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
 記

西伯郡渡村大字渡 渡 辺 奈々江  
 鳥取市御弓町 福 田 静 子

◇鳥取縣告示第二百九十九号

自作農創設特別指置法第三條及び第十五條第四〇條の二の規定により昭和二十四年三月二日を以て買収した農地等及び牧野につき同法第九條第一項但書の規定によりこれを公告する。

昭和二十四年六月十四日

- 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

買収令書交付不能一覽表

記号番号	所有者氏名 又は名称	住	所	農地の所在	対 價	報償金 期日	買収交付方法		支拂 時期	其 の 他
							現金	証券		
日野上る2412	山形 義二	岡山縣阿哲郡物部郷村	日野上村	117.20	243.2	117.20				
倉吉る2402	勝山米次郎	京都府葛野郡差路町	倉吉町	2,438.07					483.07	2,000
由良る2403	岩本芳次郎	同中部崎山	由良町	144.96					144.96	
中浜る2429	長田 貞一	同何鹿郡	中浜村	341.28					341.28	
鹿野る2409	大前 秀二	京都市下京区	鹿野町	740.80					740.80	
日野上る2416	冲原 秀治	兵庫県城崎郡城崎	日野上村	37.08					37.08	
大宮る2825	滝口実太郎	同美濃郡三本町	大宮村	470.95					470.95	
同 2814	同	同	同	25.70					25.70	
同 2401	加藤熊太郎	神戸市長田区	同	467.00					467.00	
福生る2416	安井 とし	尼崎市塚口和楽園	福生地区	113.85					113.85	
中浜る2425	武田 勝藏	兵庫縣出石町	中浜村	245.10					245.10	
同 2426	武田 一三	同	同	245.10					245.10	
美保る2412	大倉 直三	東京都南多摩郡多摩	美保地区	3,494.20					494.20	8,000
二部る2421	恩田 明	同西多摩郡水川	二部村	504.00					504.00	
以西る2418	片山 剛	同紀伊郡竹田村	以西村	263.52					263.52	

00607

00606

